

個人情報保護委員会(2026年10月1日)事務局資料を読む

改正個人情報保護法 政令・規則の方向性が見えてきた

統計作成等の特例／委託先の義務免除／漏えい等報告の合理化

弁護士法人三宅法律事務所
パートナー弁護士 渡邊 雅之

※本資料は、令和8年改正法(令和8年法律第56号)及び個人情報保護委員会事務局「政令・規則の整備に向けた基本的な考え方(案)」(令和8年10月1日)等に基づく一般的な情報提供です。今後公表される政令・委員会規則・ガイドラインの内容を必ずご確認ください。

10月1日、何が出たのか

改正法の「規則で定める」の中身が初めて具体的に示された

7 論点

統計作成等の特例
(AI開発等を含む)

3 論点

委託先の
義務免除の条件

6 論点

漏えい等報告・
本人通知の見直し

出典:第370回個人情報保護委員会 事務局資料「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う政令・規則の整備に向けた基本的な考え方(案)」

POINT 論点は全部で16。規則の骨格がここで決まり、ガイドライン・Q&Aへ

この動画で分かること

3つの疑問に答えます

Q1 AI開発・統計作成で「本人同意なし」が使えるのは、どんな条件のとき？

Q2 委託先が「個人情報取扱事業者の義務」を免れるには、契約に何を書く？

Q3 漏えい時、本人通知や速報を省ける場面はどこまで広がる？

各パートの最後に答えをまとめ、実務で準備すべきこともお伝えします。

全体の位置付け

いまはどの段階か

2026年7月17日

改正法公布(令和8年法律第56号)

2026年10月1日(今ここ)

政令・規則の「基本的な考え方(案)」

2027年1月～(予定)

政令・規則の条文案の意見募集

2027年1月17日

罰則関係等の一部が先行施行

2028年7月16日まで

政令で定める日に本体施行

POINT 法律が規則に委ねた要件・方法を、論点ごとに具体化し始めた段階

PART 1

統計作成等の特例

AI開発等を含む統計作成のための
「同意なき取得・提供」の条件が見えてきた

現行法では、何が壁だったのか

1 公開情報のスクレイピング

混入する要配慮個人情報の取得に本人同意が必要(20条2項)

2 他社データの提供を受けて学習

第三者提供に本人同意が必要(27条1項)。後から同意を取るのは非現実的

3 委託構成の限界

委託元のためにしか使えず、複数委託元のデータの本人ごとの突合も不可

POINT 統計情報そのものは規律外。問題は「素材」を同意なく集められないこと

なぜ特例を設けたのか

高まるニーズ

統計情報等の作成のために、複数の事業者が持つデータを共有し、横断的に解析するニーズが高まっている

低いリスク

特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成・利用は、個人の権利利益を侵害するおそれが少ない

「統計情報等の作成」には、統計作成等であると整理できるAI開発等を含む

POINT 「統計情報等の作成にのみ使われる」ことの担保が、特例の大前提

同意が不要になる2つの場面

① 要配慮個人情報の取得(30条の2第1項)

現に公開されている要配慮個人情報を、本人同意なく取得できる(20条2項の例外)

② 個人データ等の第三者提供(30条の2第5項)

統計作成等を行う第三者に、本人同意なく提供できる(18条・27条1項の例外)

共通の条件:統計作成等の目的で取り扱う必要があること+公表(提供の場合は書面合意も)

POINT 特例で受けた情報の再提供(A→B→C)は不可(30条の2第5項ただし書)

受け手に課される4つのルール

-  公表の継続、変更は原則事前公表(2項・3項・6項・7項)
-  公表した統計作成等に必要な範囲を超える取扱いの禁止(4項・9項)
-  第三者提供の禁止。委託・共同利用等は可(10項~12項)
-  安全管理措置・従業者・委託先監督の準用(14項)

POINT 入口は広がるが、出口はむしろ通常の第三者提供より厳しい

「必要がある場合」だけ提供できる

提供不可となる場合

- ・侵害リスクの高いデータ
- ・統計作成等目的で不要
- ・削除が技術的に困難でない場合

確認・記録が望ましい事項

合意等に基づき、

- ① 作成しようとする統計情報等の内容
- ② 作成に必要なデータ項目
- ③ 体制整備の内容等

POINT 氏名等の不要項目まで渡すと「必要がある場合」に当たらないおそれ

本人の請求と、違反した場合

利用停止・消去の請求(35条) 取得者・提供先に対して

提供停止の請求(35条) 提供元に対して

苦情の処理(40条) 統計作成等のための情報の取扱いも対象

課徴金(148条の3第1項) 利用範囲の制限違反・第三者提供の禁止違反等が対象行為に

POINT 作成された統計情報・AIモデル自体は、通常は請求の対象外と考えられる

1 統計作成等の特例

規則で決まるのは、この4つ

ア 「統計作成等」の要件

2条13項:権利利益を害するおそれが少ないものとして規則で定めるもの

イ 公表の方法・公表事項

30条の2第1項・2項・5項1号・7項 等

ウ 第三者提供時の記録事項

29条1項(提供元)・30条3項(提供先)

エ 越境移転の基準適合体制等

30条の2第5項・13項(相当措置・公表情報)

POINT 特に⑦は「定義そのもの」の規則委任。要件を欠くと特例自体が使えない

1-② 「統計作成等」の要件(論点1)

3つの「担保措置」を講じた行為だけが対象

1 目的外利用・第三者提供の防止

統計情報等の作成に必要な範囲を超えた利用・提供を防ぐ措置

2 漏えい等の防止その他の安全管理

統計情報等やAIモデルからの「復元」の防止を含む

3 不要になったデータの削除

作成に使う必要がなくなった個人情報等を削除する措置

POINT PETs等の措置をリスク評価に基づき実施・記録。欠ければ特例は使えない

1-② 「統計作成等」から除外されるもの(論点2)

本人に「働きかける」手法は対象外に

STEP 1

特例で取得・受領した個人情報



STEP 2

それを使って本人に働きかける



STEP 3

反応等のデータを集めて学習
データを増やす

なぜ除外？

特例の前提は「個人の権利利益に直接的な影響が生じない」こと

逆方向の歯止め

附帯決議：統計作成等の概念を限定的に解釈し、適用範囲を狭めないこと

POINT 除外の軸は「個人に直接影響を及ぼすか」。その他の除外対象は意見募集中

1-① 公表の方法(論点3)

「検索で見つかる公表」が求められる

 一つのウェブページに、公表事項を全て掲載する

 クローリング等を防止する措置を講じない
機械的な検索・収集ができる状態にしておく

 検索で把握しやすくする「特定のキーワード」を含める

 不特定多数の者が認識するのに必要な期間をおく

このほか、委員会が指定するウェブサイトで公表する方法も検討対象

POINT ポリシーの奥に埋もれる公表は不可。robots.txt等の設定も点検

1-① 公表事項(論点4)

何を公表するか:5つの観点

1 取得者・提供元・提供先の事業者に関する事項

2 対象となる情報の内容に関する事項

3 取得・提供行為の内容に関する事項

4 提供先が行う取扱いに関する事項

5 本人の権利行使のために必要な事項

法律上は、事業者の氏名・名称と「行おうとする統計作成等の内容」が既に公表事項

POINT 本人や社会が「取扱いの是非」を判断できる透明性が基準

1-① 公表事項の変更(論点5)

公表事項はどう変更できるか

実質的な事項の変更

統計作成等の内容など → 提供元・提供先の双方が
あらかじめ公表しなければ変更不可(30条の2第7
項)

形式的な事項(簡易な変更)

名称・住所・代表者、苦情の申出先、取扱予定期間な
どの軽微な事項 → 速やかな公表で変更可(同項た
だし書)

簡易な変更の範囲は、取扱いの実態に実質的な変更が生じるか、提供元の関与が必要か、という観点で規則が定める

POINT 提供元が公表に応じない限り、提供先は統計作成等の内容を変えられない

1-⑤ 第三者提供時の記録事項(論点6)

記録は「従来の5項目 + 特例の5項目」

従来と同じ項目	特例ならではの項目
提供した年月日	行おうとする統計作成等の内容
提供元・提供先の名称・住所等	提供先が講じる担保措置の概要
本人を特定するに足りる事項	特例の合意・公表が行われている旨
提供された個人データの項目	提供先に対する苦情の申出先
(提供先)取得の経緯	提供先の取扱予定期間

POINT 記録は開示請求の対象(現行33条5項)。本人が違法な取扱いを把握する手がかりに

1－㊦ 越境移転(論点7)

外国の提供先には「個人情報等」全般の体制を

現行の仕組み

基準適合体制の基準(規則16条)、相当措置の継続的实施を確保する措置(規則18条1項)、本人に提供する情報(同条3項)

見直しの方向

対象を「個人データ」から「個人に関する情報」全般(個人情報等)へ拡大

POINT 海外のAI開発拠点・クラウドで処理するなら、越境移転スキームの見直しが必要

国会が規則に求めたこと

AIによる識別・推知の防止

- 1** 他の情報との照合やAIモデル等による特定の個人の識別、要配慮個人情報の推知のリスクを防ぐ措置を確実に(衆参3項)

2 公表とモニタリング

- 本人が容易に知り得る状態で公表。外国企業を含め委員会がモニタリング(衆参3項)

要配慮個人情報重点監督

- ### 3 十分な安全管理措置と委託先の監督。医療分野はガイドラインで守秘義務等との関係を明確化(衆参4項)

いまから準備できる3つのこと



分析・AI開発の手法を棚卸しする

本人への働きかけ・反応データの収集を含まないか、工程ごとに確認



3つの担保措置を社内手順に落とし込む

リスク評価 → 措置(PETs等)の実施 → 記録の流れと責任者を決める



公表ページと書面合意の雛形を用意する

1ページ完結・クロール可・キーワード付きの公表ページと合意書

POINT 特例は「使えば楽になる」制度ではない。措置と公表の運用を回せる体制が前提

Q1の答え

AI開発・統計作成で「同意なし」が使えるのは？

- ✓ 統計作成等のためだけに使う（目的外利用・第三者提供の禁止）
- ✓ 3つの担保措置を、リスク評価に基づいて講じ、記録する
- ✓ 本人に働きかけて反応データを集める手法は使わない
- ✓ 検索できる形で公表する（提供の場合は書面合意も）

POINT 一つでも欠けば、同意なき取得・提供は違法になり得る

PART 2

委託先における 個人データ等の適正な取扱い

契約に何を書けば、
委託先の義務が免除されるのか

委託先は「事務補助者」ではなくなった

1 委託先への依存が拡大

クラウド・SaaS・BPO・AI開発受託など、実質的に第三者にデータの取扱いを依存

2 委託元の監督だけでは届かない

現行は委託元の監督義務(25条:選定・契約・状況把握)で間接的に規律

3 独自利用の事案が発生

委託先が業務の範囲を超え、独自に個人データ等を利用する事案も

POINT 委託の実態に合わせて、委託先の義務を正面から組み直す

委託先規律は「二段構え」になる

すべての委託先

委託業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない(30条の3)

例外(想定):法令に基づく場合、人命の救助等で緊急の必要がある場合。委託先が行政機関等でも同様

取扱方法を自ら決めない委託先

契約で所定事項を定め、そのとおり取り扱えば、第4章の義務を原則免除(58条の2)

想定例:委託元の指示どおりにデータ入力を行うだけの委託先。範囲外取扱いの禁止と安全管理の義務は残る

POINT 委託元が取扱方法を決め責任を負えるなら、委託先に重ねて全義務を課さない

免除で外れる規律、残る規律

外れる主な規律

- ・ 利用目的の特定・制限(17条・18条)
- ・ 適正取得・要配慮の取得制限(20条)
- ・ 第三者提供の制限・記録(27条～29条)
- ・ 開示等の請求への対応(32条～39条)

免除されず残る規律

- ・ 安全管理措置・監督(23条～25条)
- ・ 漏えい等の報告・本人通知(26条)
- ・ 範囲外取扱いの禁止(30条の3)
- ・ 契約どおりでない取扱い

POINT 本人からの開示等の請求には、委託元が対応する建付け

契約に書くべき4項目

1 対象となる個人情報等

その項目等を含む

2 行われる処理の内容

取得・保存・評価・加工・提供・消去等

3 取扱いの始期及び終期

いつからいつまで取り扱うか

4 取扱いの国又は地域

外国で取り扱うか、どこか

定め方:書面(電磁的記録を含む)。一部を委託元が別途書面で指示する方法も可

POINT どこまで特定すれば足りるかは意見募集中。ここが実務の分かれ目

2 委託先 | その他の契約事項(論点3)

契約チェックリスト

契約で定める事項	ねらい
【法定】漏えい等・範囲外取扱い・契約違反の速やかな報告(2号)	委託元の把握と対応
委託を受ける業務の内容	範囲外取扱いの判断基準
取扱いの記録の作成・委託元への提供	取扱状況の把握
安全管理措置に関する情報の提供	遵守の確保
漏えい等の際の、委託元の対応に必要な情報の報告	委託元の漏えい等報告
委託元の求めに応じた取扱いの停止等／終了時の返還・消去	本人請求への対応・残存防止

POINT 既存のDPA・業務委託契約のひな形を、この表で点検

発想はGDPRの「管理者／処理者」に近い

GDPR(EDPBガイドライン07/2020)

「本質的な手段」(どのデータを、いつまで、誰がアクセスし、誰のデータか)は管理者が決める。細部は処理者に委ねられる

改正法・規則案

対象情報・処理内容・期間・国又は地域を契約で特定。細目的な事項は委託先の判断も想定

POINT 「本質的な手段」を委託元が握っているかが、日本でも義務免除の分かれ目

委託元・委託先それぞれの準備

委託元

- ・契約の4項目＋チェックリストを棚卸し
- ・取扱方法を自社で決めているか確認
- ・既存契約も施行までに見直し(経過措置なし)

委託先(ベンダー)

- ・サービスごとに免除を使うか選択
- ・自ら取扱方法を決めるなら免除外
- ・受託データのモデル改善・自社利用を見直し

POINT SaaS・生成AI・BPOは、受託データの独自利用が正面から違法になり得る

Q2の答え

委託先が義務を免れるには、契約に何を書く？

- ✓ 取扱いの方法4項目(対象情報・処理内容・期間・国又は地域)
- ✓ 漏えい等・範囲外取扱い・契約違反の委託元への報告(法定)
- ✓ 記録・安全管理情報の提供、停止、返還・消去など
- ✓ 書面で定め、契約どおりに取り扱う

POINT それでも安全管理・漏えい等報告・範囲外取扱いの禁止は残る

PART 3

漏えい等報告・ 本人通知義務

本人通知・速報を省ける場面と、
新たに報告対象となる事態

現行の報告・本人通知の流れ

報告対象事態(規則7条) ①要配慮 ②財産的被害 ③不正の目的 ④1,000人超

速報(規則8条1項) 知った後、速やかに(おおむね3～5日以内)

確報(規則8条2項) 30日以内(③の類型は60日以内)

本人通知(26条2項) 事態の状況に応じて速やかに(報告とは別軸)

POINT 委託先は委託元に通知すれば、報告・本人通知義務を免れる(26条1項ただし書)

見直しは4つ。法改正は㊦だけ

㊦ 本人通知の代替

26条2項:保護に欠けるおそれが少ない場合
を規則で

㊧ 速報免除・確報の取りまとめ

第三者確認を前提に、報告の方法を見直し

㊨ サイバー対処能力強化法との整合

攻撃起因の「おそれ」事案の基準を調整

㊩ 違法な第三者提供を報告対象に

報告対象事態(規則7条)に追加

㊦・㊩は行政機関等についても同様の改正(本人通知は68条2項1号)

POINT ㊧～㊩は改正法に併せた規則改正。条文だけ見ていると気付かない

なぜ本人通知を緩めるのか

- 1 現行は「一律」に本人通知**
報告義務を負うときは、通知が困難な場合を除き、必ず本人に通知(26条2項)
- 2 本人通知の目的**
本人が二次被害の防止や権利行使のための措置を、自ら講じられるようにすること
- 3 通知しても本人にできない場合**
社内IDなど単体ではおよそ意味を持たない情報だけが漏れても、本人がとるべき行動はない

POINT 通知しなくても権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合があるのでは、という問題意識

3-⑦ 本人通知の代替(論点1)

改正26条2項ただし書と規則案

改正後の26条2項ただし書

本人への通知が困難な場合又は本人への通知が行われなくても権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として規則で定める場合で、代わるべき措置をとるときは通知不要

規則案で想定される場合

外部の事業者・団体等と共用性のない、サービス利用者の社内識別子(ID)等、単体ではおよそ意味を持たない情報のみの漏えい

POINT 省けるのは規則で定める場合だけ。代替措置は必須(附帯決議10項も基準の明記を要求)

3-③ 代わるべき措置

代替措置は「公表だけ」ではない



問合せ窓口の設置・周知

窓口と連絡先を公表し、本人が対象かを確認できるようにする



部分通知＋公表の組合せ

連絡先が分かる本人には個別通知、不明分は公表・窓口で



既存チャネルでの周知

アプリ内通知・会員ページなど、本人が普段見る経路で告知

上場企業では、漏えいの公表と適時開示を一体で設計し、広報・IRを初動から関与させる

POINT 手法を組み合わせ、選んだ理由を記録に残す

3-① 速報・確報の合理化 | 背景

84.0%

漏えい等報告のうち、
本人の数が「1人」の事案

10,184件。1,000人以下まで含めると96.0%(11,635件)。

病院・薬局での要配慮個人情報の誤交付、クレジットカードの誤送付などが多い

出典：個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」(令和6年6月)

3-① 速報免除・確報の取りまとめ(論点2~4)

第三者確認を前提にした合理化

前提

認定個人情報保護団体等が、体制・手順(責任者、事実確認、本人通知の手順)を確認

対象事案

誤交付・誤送付をはじめ、本人の数が1名の事案

効果

一定の範囲で速報を免除／確報を一定期間ごとに取りまとめ

POINT 確認主体は認定個人情報保護団体でよいか、ほかにあるかが意見募集中

3-④ サイバー対処能力強化法との整合(論点5)

二重報告の負担を減らす

背景:サイバー対処能力強化法(令和7年法律第42号)でインシデント報告が義務化。速やかな報告と、事業者には負担をかけるフィードバックが重要とされた



サイバー攻撃起因の漏えい等「おそれ」事案の報告基準を、インシデント報告の基準と整合させる



共通様式(ランサムウェア等)の報告窓口を、NCO(国家サイバー統括室)の下で一元化
True

POINT 同法の報告義務の施行に併せて整理が進む

なぜ違法な第三者提供を報告対象にするのか

- 1 現行の報告対象は4類型(規則7条)
要配慮個人情報／財産的被害のおそれ／不正の目的／1,000人超
- 2 違法な第三者提供は対象外
事業者が違法に提供しても、報告義務・本人通知義務がかからない
- 3 漏えいとの不均衡
故意の提供でも漏えいでも、本人への影響に大きな差はない

POINT 中間整理(令和6年6月)でも、漏えい等との均衡から検討課題とされていた

3-① 報告対象事態の見直し(論点6)

「1件でも違法提供なら報告」へ

見直しの方向

違法な個人データの第三者提供を報告対象に追加。故意の違法行為で典型的に二次被害のおそれがあるため、要配慮か否か・件数を問わず報告対象とする案

実務上の留意点

同意取得漏れ・手続不備のまま「提供した」場合も対象になり得る。行政機関等も同様の改正

POINT 提供前の適法性チェックが、漏えい対応と直結する

インシデント対応規程を見直す3つの視点



認定個人情報保護団体の対象事業者になるかを検討

速報免除・確報取りまとめを使うための前提になり得る



本人通知を省略する判断の記録様式を整える

該当する規則の類型、代替措置、判断者・判断時点を残す



第三者提供の適法性レビューを提供前に組み込む

違法提供は件数を問わず報告、という前提でフローを設計

POINT 「省ける場面」が増える一方で、「報告すべき場面」も増える

Q3の答え

漏えい時、本人通知や速報を省ける場面は？

✓ 本人通知:社内ID等「単体ではおよそ意味を持たない情報」のみの漏えい(代替措置は必須)

✓ 速報:第三者確認を受けた体制の下、本人1名の事案等は一定範囲で免除

✓ 確報:本人1名の事案は、一定期間ごとの取りまとめを許容



逆に、違法な第三者提供は件数を問わず報告対象に

True

POINT 「省ける場面」と「報告すべき場面」が同時に増える

今日の3つのポイント

- 1 統計作成等は「3つの担保措置」と「検索できる公表」が条件**
本人に働きかける手法は除外。措置を欠けば特例は使えない
- 2 委託先の義務免除は、委託元が「本質的な手段」を決めること**
取扱いの方法4項目＋その他の事項を書面で
- 3 漏えい等報告は「省ける場面」と「報告すべき場面」が同時に増える**
社内ID等の通知代替、1名事案の合理化、違法提供の報告対象化

議論はテーマごとに進んでいる

時期	委員会での議論・手続
9月中旬	基本的な考え方①:こども・顔特徴データ・本人関与
9月下旬～10月上旬	基本的な考え方②:統計作成等・委託先・漏えい等(今回)
10月中旬	基本的な考え方③:オプトアウト・課徴金など
10月中旬～下旬	事務局ヒアリング(個人・事業者の双方の団体)
11月～12月	具体的内容の議論
2027年1月～	政令・規則の条文案の意見募集

POINT パブコメは最後の機会。業界団体経由なら議論の段階から論点を追う

あたらしい法律情報

チャンネル登録で、 法改正の最新情報をいち早く

個人情報保護法の規則案・ガイドライン案が出たら、すぐに解説動画をお届けします。高評価・コメントもお待ちしています。

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021 / Email m-watanabe@miyake.gr.jp